

健康保険委員の皆様、いつもご協力いただきありがとうございます。
令和5年度1回目の健康保険委員だよりとなります。職員の皆さままで回覧をお願いいたします。

茨城支部健康保険委員

8,052名
(令和5年5月現在)

茨城支部加入状況（令和5年2月現在）

事業所数：45,081事業所
加入者数：701,610人
標準報酬月額：306,413円

茨城支部健康保険委員の皆さまには、協会けんぽと加入者のパイプ役として、以下の役割をお願いしております。

広報

協会けんぽが発信する情報を、事業主や加入者の皆さまへ周知いただくようお願いいたします。



相談

協会けんぽへの各種申請方法などに関しては加入者の皆さまの相談・指導役をお願いいたします。



健康づくり

健診や保健指導など、協会けんぽの保健事業の推進にご協力をお願いします。



健康保険給付金のよくあるお問い合わせ～傷病手当金編～

ここでは、傷病手当金の申請書について、事業所様がされる非常に多い間違いや、よくあるお問い合わせについて紹介していきます。今後の申請書作成にお役立てください。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ
事業主記入用

労務に照らすことができなかった期間（申請期間）の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

①：必ず2ページ目の申請期間にかかる月をご記入ください。
例）2ページ目の申請期間が5/20～6/1の場合
①の部分には、令和5年5月と令和5年6月のご記入が必要です。両方記入がされていないと、申請書をお戻しいたします。

②-1：欠勤控除のない固定賃金の支給があった場合は、日付は給与算定期間（給与日ではないのでご注意ください）をご記入ください。

②-2：申請期間内で、給与支給がない場合は、空欄でご提出ください。

③-1：事業所所在地・事業所名称・事業主氏名・電話番号はすべてご記入ください。一つでも記入が漏れると、申請書はお戻しいたしますのでご注意ください。

③-2：日付は申請期間より後の日付をお書きください。申請期間と被る日付や申請期間より前の日付をご記入してしまうと、申請書はお戻しいたします。

健康経営を始めてみませんか？

企業が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、企業の生産性向上やイメージアップにつなげていく「健康経営®」が注目されています。今回は、健康経営の進め方についてご紹介いたします。※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録指標です。

ステップ①「健康づくり推進事業所認定制度」

 (協会けんぽ茨城支部)

まずは、事業主が健康経営に取り組むことを宣言し、会社全体で健康づくりに取り組みましょう。

宣言していただくこと

健康づくり推進事業所認定数

- ・ 社員の健康診断受診率〇%目指します。
- ・ 特定保健指導の実施率〇%以上目指します。
- ・ 健康づくりに関する情報を発信します。
- ・ 事業所内での健康づくりの推進。

638社

(令和3年3月時点)



1,026社

(令和5年3月末現在)

詳しくはこちらから



まずは、宣言書をご提出ください。
申請は随時受け付けております。



宣言書とチェックシート
をダウンロードできます。

ステップ②「いばらき健康経営推進事業所認定制度」

 (茨城県)

従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所を茨城県が認定します。

認定要件のひとつに上記ステップ①の協会けんぽの「健康づくり推進事業所」の認定があります。

手続きの流れ

①申請書の作成



②協会けんぽへ申請



③認定



茨城県が指定する所定の申請書などの提出が必要です。
詳しくは茨城県HPをご覧ください。

作成した申請書類を協会けんぽ茨城支部へご郵送ください。協会けんぽで取りまとめ、茨城県へ提出いたします。
※新規受付分のみ

申請書の審査後、茨城県より認定を受けます。

令和5年度認定受付期間

令和5年6月1日～12月31日

ステップ③「健康経営優良法人認定制度」

 (国)

優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等を国が「健康経営優良法人」として顕彰します。

中小規模法人部門の申請には、保険者（協会けんぽ等）が行っている健康宣言事業に参加する必要があります。

令和5年3月8日に、「健康経営優良法人2023」が発表され、協会けんぽ茨城支部の加入事業所からは、大規模法人部門で4社、中小規模法人部門で152社（「ブライト500」の3社含む）が認定されました。

詳しい制度の内容は経済産業省のHPをご覧ください。



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500 (代表)

協会けんぽ 茨城

検索